

被害者救済システム

子どもを守る 被害者救済システム



大阪府教育委員会

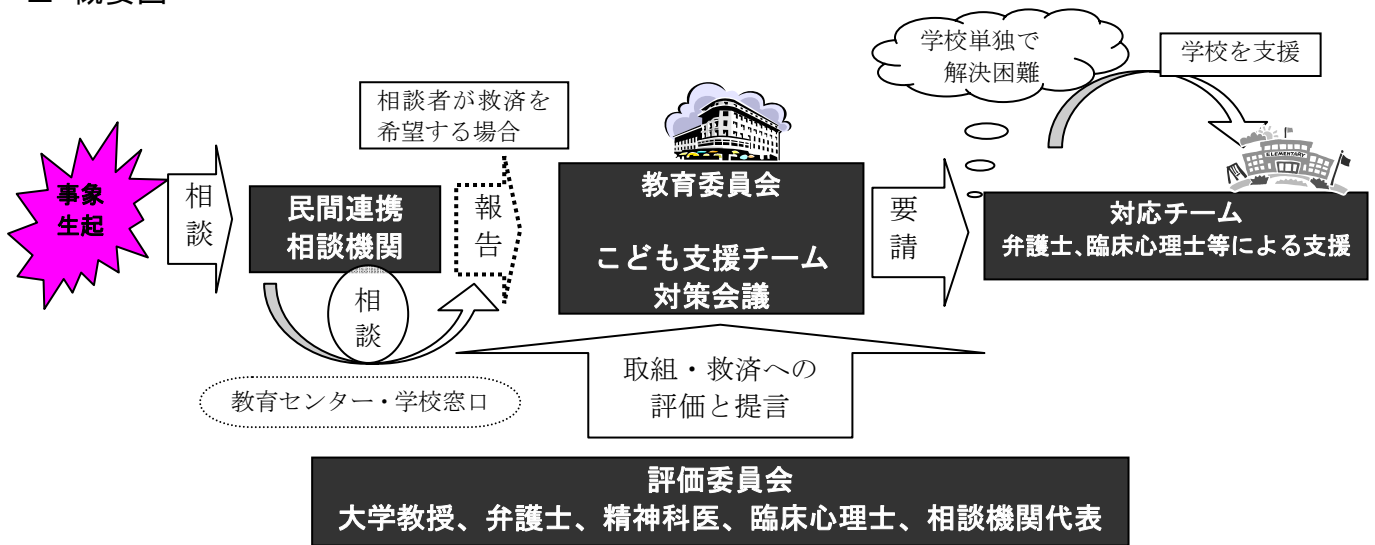
平成20年3月

学校における児童・生徒のための「被害者救済システム」

学校において児童・生徒が被害者となる事象（教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、児童生徒間のいじめ等）が生じた際に、第三者性をいかに解決・救済を図ります。対象校は、府内（政令市を除く）の公立小・中・高等学校及び支援学校です。

被害者救済システム

■ 概要図



■ 民間相談機関による相談窓口を設けています

児童生徒が学校においてセクシュアル・ハラスメント、体罰、いじめ等の被害にあった場合には、学校の相談窓口、府教育センター（すこやか教育相談）及び各市町村教育委員会の相談窓口にご相談することができます。大阪府教育委員会では、児童生徒や保護者が教職員に相談しにくい場合に、子どもが安心して相談できる窓口を増やすため、教育相談業務を民間連携相談機関に委託し、被害者救済システムの運用に努めています。

 子ども家庭相談室
(民間連携相談機関) 

子ども・保護者 06-6577-1001

※ 月・火・木曜日 10:00~20:00 (祝日、休日は除く)

■ 生じた事象に対して専門的で適切な解決を図ります

被害者救済システムによる「対策会議」を開催し、必要に応じて府教育委員会指導主事及び臨床心理士・弁護士等の専門家等からなる「対応チーム」を学校等に派遣し、事象の解決に向け、児童生徒への救済やケアを行います。



■ 評価委員会による評価・提言

- ・ 弁護士、大学教授、精神科医、臨床心理士、相談機関代表者を委員とする『評価委員会』が、児童生徒の救済や心のケアについて改善を図るため、評価・提言を行います。
- ・ 府教育委員会は、評価委員会による評価・提言を受け、救済やケアの在り方についての課題と改善方策を整理し、教職員に対する啓発や研修に役立てます。

◇◆ 大阪府教育委員会参考資料 ◆◇

■ いじめ防止指針（平成 18 年 3 月）

「いじめ問題解決に向け、その基本的な姿勢を示しています。すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために」

<http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/shochu/seitosidou/ijime.html>

■ 「いじめ対応プログラム」

- ・ いじめ対応プログラムⅠ「いじめSOS チームワークによる速やかな対応をめざして」（平成 19 年 6 月発行）…いじめの発覚から、被害・加害双方の子どもからの聴き取りによる状況把握、教育委員会などの関係機関への連絡連携、保護者への説明と事後の子どもたちへの指導などの流れを時系列で整理し、局面ごとに必要な学校及び市町村教育委員会の対応を示しています。
- ・ いじめ対応プログラムⅡ『「いじめNo!」宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で』（平成 19 年 8 月発行）…子どもの小さなサインを見逃さないためのチェックリストや、子どもが自分たちの力でいじめを許さないための力として NPO と協働で開発した 30 のプログラム、そしてそれを活用するための指導プラン等を掲載しています。

■ 体罰防止マニュアル（平成 19 年 11 月）

体罰についての考え方やその対処の仕方、体罰を許さない生徒指導の在り方などを示しています。

<http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/kotogakko/seitosidou/taibatsu.doc>

■ セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン（平成 20 年 3 月）

■ 「教職員による児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」（平成 15 年 3 月）

決して許されることのないセクシュアル・ハラスメントについての指針と研修冊子

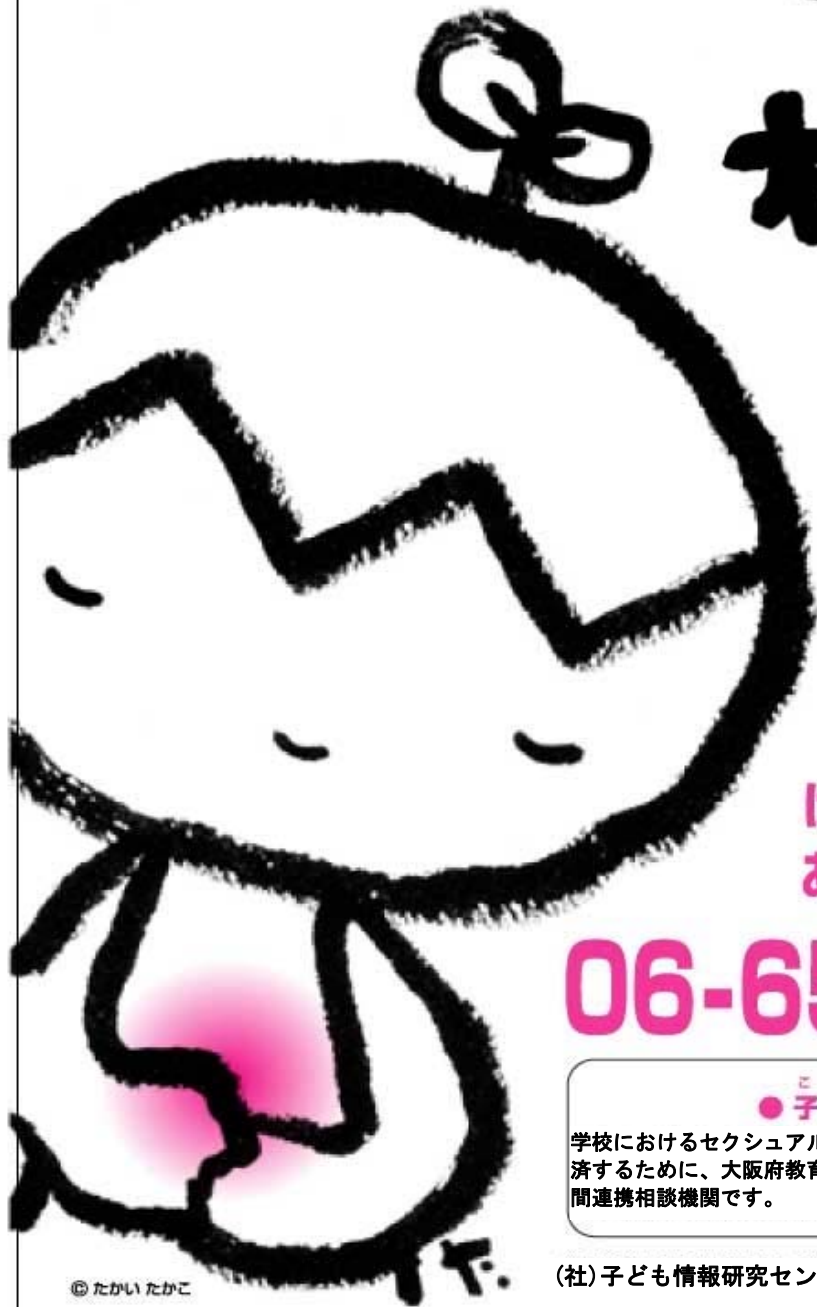
[http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/kotogakko/seitosidou/sekuhara\[0331\].html](http://www.pref.osaka.jp/kyoishinko/kotogakko/seitosidou/sekuhara[0331].html)

<http://www.pref.osaka.jp/kyoisityoson/shochu/seitosidou/sekuharaqa.html>

被害者救済システム

学校での つらいことや
かなしいこと いやなこと
どんなことでも
あなたが話せる電話です。
ひみつは まもられます。

こ
子ども
か てい
家庭
そう だん しつ
相談室



げつ・か・もくようび
あさ10じ～よる8じ

06-6577-1001

こ か てい そう だん し つ
● 子ども家庭相談室とは ●

学校におけるセクシュアル・ハラスメント、体罰、いじめ等を防止し、救済するために、大阪府教育委員会が運用する「被害者救済システム」の民間連携相談機関です。

© たかい たかこ

(社)子ども情報研究センターが「子ども家庭相談室」を運営しています。